

日バス協業第127号
令和元年5月15日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、平成31年4月24日付で「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正について、国土交通省総合政策局長及び同省自動車局長より通達がありました。

本通達は、

- ・ 第7条、別表1
地域間幹線系統補助の制度見直し
- ・ 第107条、128条
計画策定事業・再編計画策定事業の要件の追加
- ・ 別表2
地域公共交通協働トライアル推進事業における地域間幹線系統補助の特例
- ・ 別表7
表現の適正化（地域内フィーダー系統補助）
- ・ 別表8
地域公共交通協働トライアル推進事業における地域内フィーダー系統補助の特例
- ・ 別表25
地域公共交通協働トライアル推進事業の要件及び当該事業における計画策定事業の特例

等の改正となっております。

※【添付資料】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 新旧対照表
(平成31年4月24日改正) 参照

改正事項のうち、補助金交付要綱第7条、別表1については、地域間幹線系統補助における生産性向上に向けたフォローアップ手順を整理したものであり、具体的には、国土交通省は令和元年事業(令和元年10月～令和2年9月)以降、補助対象事業者が実施する生産性向上の取り組みの評価方法について、以下の①～④に基づき実施するものです。



- ①生産性向上に向けた取り組みの結果、前年度以上の収支率となった場合は、引き続き目標の達成を目指し、取り組みを継続する。
- ②一方、1年目、2年目と、2年間連続して収支率の改善がみられなかった場合（燃料高騰等のやむを得ない外的要因による場合を除く。以下同じ。）は、地域の関係者と連携・協力の上改善計画（これまでの取り組みに加え、さらに収支改善に向けた集中的な取り組み内容を記載した計画）を策定する。
- ③さらに、3年目においても収支率の改善がみられない場合は、4年目及び5年目に当該改善計画に基づき集中的な取り組みを実施する。
- ④これらの取り組みにより、次のいずれかに該当しない限り、引き続き補助の対象となる。

- ・改善計画を策定しない場合
- ・改善計画に定められた目標を達成できない理由が、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により説明できない場合

なお、維持が特に困難な系統（経常費用の9/20上限のカットを受ける系統や輸送量カットを受ける系統）については、目標達成とは別に補助対象系統となり得るものです。

国土交通省としては、本手順は補助対象事業者の前向きな生産性向上の取り組みを促すことを目的としているものであること、また、目標を達成できない理由については燃料高騰以外の外的要因による合理的説明についても考慮するものであること、国土交通本省から各地方運輸局に対しては、都道府県協議会と連携し、補助対象系統を維持するための改善計画の策定に対して的確な助言・情報提供を行うよう指示するというものであります。

要すれば、まじめに生産性向上の取り組みを実施していれば補助対象となり、その中でも維持が特に困難な系統（経常費用の9/20上限のカットを受ける系統や輸送量カットを受ける系統）については、事情が斟酌されるということがあります。

つきましては、貴協会傘下会員に対しその旨了知されるとともに、周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦

電話：03-3216-4014

FAX：03-3216-4016